

新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画の中間評価
企画提案仕様書

1 業務名

新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画の中間評価に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 事業目的

本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、肥料や飼料等の世界的な需要の高まりによる生産資材価格の高騰、経済連携協定等に伴う国内農林水産物価格への影響、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、荒廃農地の発生、相次ぐ気象災害による農林水産被害の発生など多くの課題を抱えており、依然として厳しい状況にある。さらに、脱炭素社会の実現や食料安全保障に向けた意識の高まりなど、新たな課題への取組も必要となっている。

このような中、沖縄県は令和 4 年 12 月に「新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」を策定し、目標数値を定めて、各種施策を展開しているが、令和 9 年度に折返しを迎えることから、これまでの施策の中間評価を実施するとともに、後期計画に対応した目標の見直しや方針について検討する必要がある。

4 委託業務内容

現在策定している「新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」での各施策について中間評価を行い、5 年先を見据えた沖縄の農林水産業の未来像を想定し、新たに生じた課題や目標について検討する。

- (1) 現行計画である「新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」の各施策について分析・検証する。

農林漁業産出額、各品目生産量、農林漁業就業者数等の分析
同計画の 7 つの柱にある施策と成果指標等の評価について

- (2) 5 年先を見据えた沖縄の農林水産業の未来像を想定し、新たに生じた課題等を考慮し、各種施策・目標の評価及び再検討を行う。

現在の農林水産業を取り巻く環境・情勢、県内の耕地面積、就業者数、高齢化・少子化、品目毎の生産状況等を踏まえ、現行の施策で行った場合と、再検討した施策等を展開した場合でのシミュレーションを行う。

上記(2)- を踏まえたうえで、現在の施策で改善が必要な課題・取組、または強

化していく課題・取組の抽出を行う。

以上のほか、農林水産業振興に必要な情報等（県外・先進地の事例等）を入手するとともに、必要に応じて農業団体、流通業者等へ聞き取り調査を行い、検証する。

(3) 検討会等の開催

以下の検討委員会等を実施する。

ワーキンググループの開催

委託者と連携し、県農林水産部関係者等との検討会を1回以上開催する。

有識者会議（JA、大学等）

5 報告書の提出

(1) 事業報告書

印刷製本された報告書等を30部作成する。また、電子記録媒体を1部提出すること。

6 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額6,965千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

人件費

報償費

旅費

消耗品費

印刷製本費

通信運搬費

使用料及び賃借料

再委託費

一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。

消費税

それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の 1/2 を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

上記(1)(2)(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

資料の収集、整理、複写、印刷、製本

原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

9 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報(個人情報)の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

(4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。